

令和6年度総会・技術研修会を開催しました

令和6年6月10日(月)に、令和6年度総会を開催しました。新型コロナウイルス感染拡大防止のため昨年度までの4年間は書面での開催としており、5年ぶりの通常開催となりました。

● 齊藤会長挨拶

会員の皆様には、日頃より、当協議会の活動に特段の御理解と御協力をいただいておりますこと、またWeb開催とはいえ5年ぶりに技術研修会を開催できることについて、深く感謝申し上げます。

さて、令和元年にフロン排出抑制法が改正され、フロン類が回収されていない機器の引取の禁止や廃棄に係る違反の厳罰化等が規定されました。この改正により、フロン類の適正管理が強化されたこととなりますが、改正後のデータにおいても、代替フロンの排出量は増加傾向が続いております。フロン類の排出量を削減し、オゾン層保護及び地球温暖化対策を推進するためには、フロン類の適正な管理及び回収処理を進めることが、ますます重要になってきております。

本日の総会后に予定している技術研修会では、2名の専門家の方から御講演をいただきます。まず、一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会の小松原様から「フロン類回収率向上のための技術について」、また、一般財団法人日本冷媒・環境保全機構の山本様から「フロン類適正管理のための冷媒管理システム RaMS(ラムズ)の活用について」と題した講義を行っていただきます。

会員の皆様におかれましては、この機会にフロン類の回収率向上及び適正管理についてより一層御理解を深め、今後の業務にお役立ていただけると幸いです。

● 議 事

審議事項

(1) 令和5年度事業報告及び収支決算について

令和5年度の事業実績と収支決算(収入 402,459 円、支出 274,972 円、差引額 127,487 円を令和6年度に繰越)が承認されました。

(2) 令和6年度事業計画案及び予算案について

令和6年度は総会の開催、普及啓発物品や会報の作成などの事業を予定し、予算額を397,488 円とすることが承認されました。

(3) 人事異動等に伴う会長、理事の変更について

人事異動等に伴い、新役員として以下の1名が選任されました(敬称略)。

常務理事 小ノ澤 忠義(埼玉県環境部大気環境課長)

(4) 手続きに係る押印廃止について

監査報告書への監事の押印について、事務効率化等のため廃止とすることが承認されました。

○役員名簿(敬称略)

- 会 長 齊藤 一雄 (一般社団法人埼玉県冷凍空調工業会会長)
- 副 会 長 吉澤 進 (埼玉県電機商業組合理事長)
- 常務理事 小ノ澤 忠義 (埼玉県環境部大気環境課長)
- 理 事 茂木 喜明 (埼玉県自動車販売店協会会長)
- 理 事 荒井 孝 (一般社団法人埼玉県冷凍空調工業会監事)
- 監 事 中新田 直生 (株式会社市川環境エンジニアリング取締役)
- 監 事 中島 辰衛 (一般社団法人埼玉県冷凍空調工業会専務理事)

■ 技術研修会

総会終了後、以下のとおり講師をお招きし、御講演をいただきました。

①「回収率向上のための適正なフロン類回収・充てんについて」

一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会 小松原 一泰氏

②「フロン類適正管理のための冷媒管理システム RaMS(ラムズ)の活用について」

一般財団法人日本冷媒・環境保全機構 山本 隆幸氏

令和5年度 フロン類の回収状況

埼玉県内におけるフロン類の物質種類別の回収量の推移を図1に示します。

またフロン類使用機器(以下「機器」)の廃棄時及び整備時におけるフロン類回収量の推移を表1に示します。

図1から、近年、特定フロン(CFC、HCFC)から代替フロン(HFC)への冷媒転換が進んでいることもあり、HFCの回収量が引き続き増加していることが分かります。

令和5年度のフロン類全体の回収量は273.2トンであり、令和4年度の256.6トンと比較して約6.5%増加しました。このうち機器廃棄時における回収量は210.4トンであり、前年度の196.9トンと比較して約6.8%増加しました。

環境省の推計では、全国における令和4年度の機器廃棄時のフロン類回収率は約44%と低い水準でした。

フロン類の漏えいを防止するためには、機器の適切な管理並びに適正な冷媒の充填及び回収をすることが重要です。

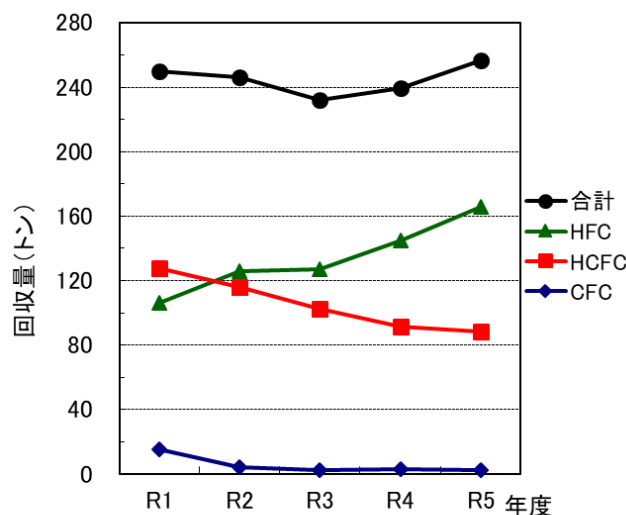


図1 フロン類回収量の推移(廃棄・整備合計)

表1 埼玉県における機器廃棄時及び整備時のフロン類回収量(過去5年間) (単位:トン)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
廃棄時回収量	195.2	181.1	180.8	196.9	210.4
整備時回収量	51.1	50.8	58.7	59.7	62.8
合計	246.3	231.9	239.5	256.6	273.2

フロン排出抑制法に基づき 機器の管理者が行うべき4つの取組について

フロン類は、二酸化炭素と比較して数 1,000~10,000 倍の温室効果があります。そのため、地球温暖化防止の観点から、フロン類の大气への排出を抑制することが大きな課題となっています。

機器の管理者には、フロン排出抑制法により機器使用時のフロン類の漏えいを防ぐための点検等を行うこと、機器の廃棄時には確実にフロン類を回収することが義務付けられています。

事業者の皆様におかれましては、機器の管理者として以下の4つの取組を行ってください。

①機器の点検	全ての機器について、3か月に1回以上の簡易点検を行ってください。 圧縮機の出力が 7.5kW 以上の機器については、専門業者に委託して定期点検を行ってください。
②記録の保管	対象機器のリスト、点検整備記録簿、充填回収量証明書等の作成・保管を行ってください。
③算定漏えい量の算定	1年度ごとに、フロン類の漏えい量を算定してください。 また、事業者全体で 1,000トン-CO ₂ 以上の漏えいがあった管理者は国に報告してください。
④廃棄時のフロン類回収	機器を廃棄する際は、必ず第一種フロン類充填回収業者にフロン類の回収を依頼してください。

埼玉県では、事業者への立入検査や、法令説明会の実施などによりフロン排出抑制法の周知を進めています。また、平成30年度から一般社団法人埼玉県冷凍空調工業会への委託により、業務用エアコン、冷凍冷蔵機器を使用している事業所に、専門家(冷媒フロン類取扱技術者)を派遣し、フロン排出抑制法の遵守状況や機器の管理状況を確認し、技術的助言を行っています。

表2 埼玉県の委託事業による訪問調査件数

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (予定)	合計
件数	200	325	90	130	250	200	200	1,395

普及啓発物品の作成

埼玉県フロン回収・処理推進協議会では、フロン類の適切な管理、回収を目的とした普及啓発物品を作成しています。

昨年度は、フロン類が温室効果ガスであることを啓発するボールペンを作成しました。今年度、各業界団体などに配布し、普及・啓発を行っていきます。

また、埼玉県でも、法令説明会時に配布する等、フロン類の適切な管理、回収のために役立っていきます。

埼玉県フロン回収・処理推進協議会 事務局

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県庁第三庁舎3階(埼玉県環境部大気環境課規制担当)

TEL:048-830-3058 FAX:048-830-4772

メール:a3050-09@pref.saitama.lg.jp

ホームページ:<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0504/furon/furon-kyougikai.html>